

一般社団法人日本生殖医学会生殖医療従事者資格制度規則

【第1章 総則】

- 第1条 生殖医療従事者資格制度（以下「本制度」という。）は、生殖医療の進歩に応じ、広い知識、練磨された技能、高い倫理性を備えた生殖医療従事者の養成と、生涯にわたる研修を推進することにより、本邦における生殖医療の水準を高めて、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 一般社団法人日本生殖医学会（以下「この法人」という。）は、前条の目的を達成するため、生殖医療従事者資格の認定と生涯研修等に必要なる事業を行う。
- 第3条 この法人が認定する生殖医療従事者資格は、生殖医療専門医、生殖医療指導医、生殖医療コーディネーター及び生殖補助医療管理胚培養士（これらの資格者を本規則で「生殖医療従事者」という。）である。

【第2章 生殖医療従事者資格制度委員会】

- 第4条 この法人は、本制度の運営のために、生殖医療従事者資格制度委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 第5条 委員会の委員は、理事会の議を経て、理事および幹事の中から理事長が委嘱する。委嘱する人員数は本制度を円滑に運営するために必要な数とする。
- 第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 委員に欠員を生じたときは、理事会の議を経て、理事長が補充する。
3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 委員会に委員長1名、及び副委員長若干名を置く。
2 委員長及び副委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。
3 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 第8条 委員会は全委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第9条 委員会は本制度に関する諸問題について、理事会の諮問に応え、また理事会に建議することができる。

第10条 委員会には、庶務、会計、研修、認定、生殖医療コーディネーターの各小委員会を置くことができる。また、必要に応じてその他の小委員会を設置することができる。

2 庶務小委員会は、登録等に係る業務を行う。

3 会計小委員会は、本制度に関する経理業務を行う。

4 研修小委員会は、生殖医療従事者講習会に係る業務を行う。

5 認定小委員会は、資格の認定及び更新の審査に係る業務を行う。

6 生殖医療コーディネーター小委員会は、生殖医療コーディネーターの資格の認定及び更新の審査に係る業務を行う。

第11条 委員会は、緊急を要する場合、通信による審議を行うことができる。

【第3章 生殖医療従事者資格の認定のための条件、研修、審査、認定、登録、資格の更新、資格の喪失】

第12条 生殖医療従事者資格の認定のための条件、研修、審査、認定、登録、資格の更新、資格の喪失および関連する費用などは、別に資格ごとの細則を定める。

第13条 理事会は、委員会の審査結果に基づき認定について審議し、認定と決定した者を生殖医療従事者原簿に登録し、認定証を交付するとともに、適当な方法で公示する。

第14条 この法人は、第1条の目的を達成するため、生殖医療従事者講習会を開催する。さらに生殖医療指導医講習会を開催することができる。

【第4章 不服処理】

第15条 認定、資格喪失等の審査に関して異議がある者は、委員会に再審査を請求することができる。

2 この法人は必要により理事会内に不服処理委員会を設置することができる。

【第5章 補則】

第16条 本規則はこの法人の総会の承認を得なければ変更することができない。

第17条 本規則の施行に必要な細則は別に定める。細則は理事会の議を経て決定する。

【第6章 付則】

第18条 本規則は平成14年10月3日から施行する。

平成18年4月1日改定

平成 22 年 6 月 4 日改定

平成 22 年 11 月 11 日改定

平成 23 年 6 月 17 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 11 月 3 日改定

令和元年 6 月 21 日改定

令和 4 年 6 月 10 日改定

令和 4 年 11 月 3 日改定 (規約を規則に名称変更)